法政大学学術機関リポジトリ
HOSEI UNIVERSITY REPOSITORY

PDF issue: 2025-07-04

小特集「大連シンポジウム2011」：古代東アジア世界のなかの日本の自国認識：大唐帝国は日本律令国家の「隣国」か「蕃国」か

OGUCHI, Masashi / 小口, 雅史

(出版者 / Publisher)
法政大学国際日本学研究所
(雑誌名 / Journal or Publication Title)
INTERNATIONAL JAPANESE STUDIES / 国際日本学
(巻 / Volume)
10
(開始ページ / Start Page)
304(45)
(終了ページ / End Page)
285(64)
(発行年 / Year)
2013-03-29
(URL)
https://doi.org/10.15002/00022455

古代東アジア世界のなかの日本の自国認識

―大唐帝国は日本律令国家の「隣国」か「蕃国」か―

小口雅史

はじめに

古代における、中国を中心としてその周辺の諸民族ないし諸国家からなる、いわゆる「東アジア世界」の存在、あるいはそれを「冊封体制」と位置付けたり、帝国構造として理解する方法論については、一九六〇年代初め以来、石母田正・西嶋定生・藤間生大等によって精力的に進められた(1)。

それに対する一定の批判はあったものの(2)、その基本的な理解については、学界の共通認識となっていると言える。古代の様々な外交の場面における実証的研究は以後も続けられ、われわれは膨大な研究成果を有しているが(3)、理論的な研究については、さほど盛んとは言えない状況である(4)。

しかしながら、この問題については、まだいくつかの点で論じつくされていない部分がある。とくに「東アジア世界」という立場を認めた場合に避けることのできない重要な論点、すなわち日本と唐の関係をどう捉えるか、またそれに深く関連することであるが、日本版中華思想を前提としたとき日本国内の異民族は征服され尽くしたのか、という点はま

だ必ずしも学界の共通認識を得ているとは言えないように思われる。

そこで本報告では、この二つの問題、とくに前者の問題を中心にこれまでの研究を整理するとともに、後者の問題についても関連して触れながら、若干の私見を提示してみたい。

一　冊封体制論と、日本律令国家からみた大唐帝国の位置付け

対外関係史を日本古代国家の帝国的国家構造の成立・展開過程から論じた石上英一は、時期区分のための以下の四つの指標を立てた。

① 倭人か倭国か日本か
② 冊封を受ける国（被冊封国）か非冊封国（帝国）か
③ 他民族・他国家を支配しているか否か
④ 辺境征服が行われているか否か

この指標自体は妥当であると考えられるので、それを用いて時期区分した、各時期の始まりについては石上説をそのまま認めて良い。すなわち、第一段階を、紀元前一世紀ころからの国家の形成と冊封体制への参入の時期（史料1）とし、第二段階を、六世紀ころからの朝貢はするが冊封は受けない不臣の外夷の立場から自国を中心とした天下を構想した時期とするが、同時に百済や国内の夷狄の服属を終えることや大宝律令の制定によって、形式的には帝国の秩序構造が確立するとともに、その実体の空洞化が始まる時期でもあるとする。そして九世紀からの帝国構造の実体の喪失によって、

観念だけが残る時代を第三段階として考えるわけである。

本稿に直接関わるのは第二段階からであるが、石上が論じた「どのように自国を中心とした天下を構想しえたのか」という視点は、大唐帝国に対する日本の自国意識を検討する上できわめて重要である。

石母田が論じたように、七世紀推古朝には、倭国は百済・新羅に対して「大国」として臨み（史料2）、従属外交を強制した。石母田はこの在り方を「東夷の小帝国」と評価している[5]。また著名な事象であるが、大業三年（六〇七）の遣隋使が持参した国書は、隋の皇帝煬帝を激怒させた（史料3）。石上が指摘しているように、隋が倭をどのように扱おうとしたかとは無関係に、隋の冊封を受けないという倭国の意思が示されている。朝貢はするが冊封は受けないとする不臣の外夷としての倭の立場[6]は、隋・唐の思惑とは別に以後継続されることになる。

ここで石上が強調しているのが、「東夷の小帝国」論に欠如している問題点である、倭国の独自の天下論がどこから生まれたかについてである。石上によれば、中国思想である儒教・道教による限り、中国王朝を中心とした天下観念を相対化し、それとは別の「天下」を構想することは不可能である。石上が指摘するように、推古朝に小治田の宮の南庭に須弥山が作られ（史料4a）、また斉明朝には異民族の服属儀礼が繰り返しその須弥山の下で行われたことは（史料4b～d）、当時の倭国が、世界の中心を贍部洲の天竺と考え（須弥山の南方海中）[7]、仏教東漸の発想とあわせて中国も倭国も天竺から見れば辺偶にすぎないこと、すなわち倭国が中国と比肩しうる立場を主張した、と考えることができる[8]。先の遣隋使の国書に「海西菩薩天子」とあるのも、石上によれば、仏法に帰依する国王として対等であることを主張したものだという[9]。

こうして律令制を中国から導入する直前の段階で、日本側には、朝鮮諸国とは異なって、冊封体制の外に立つ準備が整えられていった。

そして大宝元年（七〇一）元日朝賀の儀式は、『続日本紀』によれば「文物之儀。於是備矣」（史料5）と評されるもの

で、同年三月には大宝律令が施行され、日本律令国家はここに完成したと当時の為政者たちが考えていたことが知られる。石母田によれば、この大宝令の制定は、唐帝国に対して自らを東夷の小帝国として対立しようとする体制を法制化するためのものであるとされる[10]。

律令制の基本的な特徴の一つとして、天皇または国家の統治権の及ぶ範囲を「化内」とし、その外部の天皇の教化の及ばない地域を「化外」として区別するというものがある（下図参照）。これは「天皇」を「皇帝」に置き換えれば自ずと明らかなように、中国の中華思想に由来するものである。そして日本が形式的には自主的に律令法を制定した以上、この律令の原則は、現実に日本の周囲に存在する諸国や異民族に対して極めて政治的なものとして意味を持つことになる。その後の研究は、唐と日本を二つの中華とみるか[11]（唐は日本の中華秩序には含まれない）、あるいはまた実態は別として、日本を一元的に中華とみるか[12]（唐は日本の蕃国となる）とに分かれていくことになる。

そもそも石母田は、律令法における「化外（人）」[13]を、集解諸説をもとに次のように整理した。

①唐国と朝鮮諸国の区別

養老賦役令16外蕃還条（史料6）から令本文において「唐国」が「外蕃」と区別されている。またこの「外蕃」とは高句麗・百済・新羅をさす[14]。

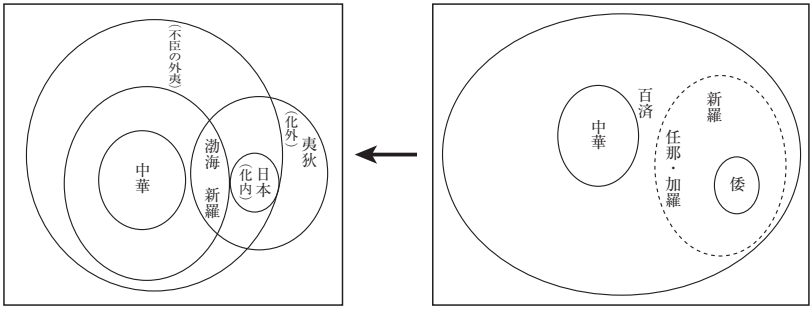

倭の五王の時代　　律令国家

養老公式令1詔書式条古記（史料7）に「隣国者大唐、蕃国者新羅也」とあるのも同じ原則である。

②諸蕃（蕃国・外蕃）と夷狄の区別

養老賦役令15没落外蕃条の集解諸説（史料8）によれば、諸蕃についての規定は夷狄にも準用されるとあるが[15]、このことは、諸蕃と夷狄が化外人としては同一の範疇であっても、両者の間に区別があったことを示している（とくに古記）。令における夷狄・夷人は列島内部にあってまだ教化にしたがわない諸種族の意味である。また養老考課令25最条古記によれば、夷狄には「朝聘之使」が欠けているとされ（史料9）、朝鮮諸国と異なり、国家関係が前提となっていない[16]。

また石上は、以上の点をもとに石母田説を左のように図式化した[17]。

化内
化外
　夷狄（国家を形成しない集団、蝦夷など）
　蕃国（高句麗・百済・新羅・渤海）
　隣国（唐）

本稿と直接関わる①について石母田は、「日本にとって朝貢国の地位にある朝鮮諸国と、被朝貢国たる地位にある唐国との区別を明確にする意図によることはいうまでもない」とするが、もちろんその指摘自体は一面としては正しいけれども、じつはことはそう簡単ではない。

若干の例を挙げると、たとえば養老戸令16没落外蕃条（史料10）でいう「外蕃」「化外人」については、法の論理構造からいえば「唐（人）」についての記載がない以上、ここに「唐（人）」が含まれているはずである[18]。あるいは養老職制律19漏泄大事条（史料11）の「蕃国使」にも同じ理屈で唐が含まれるはずである[19]。

もちろんこれらは唐律令の継受に際しての修正漏れではないかという考え方もあり得る。しかし対応唐令と比較してみれば明らかなように（例えば養老戸令16条、〈史料10〉）、この条文は、唐令から継受する際に、必要な箇所は日本風に改めている。また石母田自身が指摘しているように、たとえば唐客の迎接に際して、蕃客と区別する規定は見られないし、現実にもそのように扱った形跡がない。むしろ唐客の迎接は「蕃例」に準拠すべきことがあらかじめ決められていたとする史料もある（史料12）。また既述したように、唐人であっても居留外国人であれば、夷狄扱いされたことも石母田が指摘している通りである。

こうしてみると、むしろ「唐国」と「外蕃」とを区別した養老賦役令16外蕃還条（史料6）が特殊事例なのではかなろうか。それは対応する天聖令からも明らかなように（史料6）、この条文は日本で完全に作り替えられたものであることが関係していよう。これは右の養老戸令16条が基本的には同文をもとに書き変えたのとは違う特殊例である。

もう一例の養老公式令1詔書式条集解古記（史料7）については、残念ながら日本が唐に宛てた国書の実例が残存していないので実物に即した議論ができないのであるが、その古記自体は、石母田も注目しているように、唐宛と蕃国宛で書式に区別はないとしているのである。またやはり石母田が指摘しているように、ここでは「日本天皇」号が使われていたとみてよいであろう[20]。

ちなみに新羅や渤海に宛てた国書は実例と考えられるものが『続日本紀』中に散見される。そこでは、「天皇敬問新羅（国）王」「天皇敬問渤海国（郡）王」「天皇敬問高麗国王」などとあって、基本的に中国皇帝が諸蕃に与える国書と同じではあるが、中国皇帝のそれには「敬」の字がない。石母田はこれをもって、新羅や渤海が大蕃国ともいうべき、日本に

対する独立性を有していることの現れだとしている。しかし一方で、新羅・渤海（高麗）が日本に宛てる国書には「天皇」ないし「皇帝」が用いられていることも確かである。

こうしてみると、現実の力関係、あるいは唐が日本をどう扱っていたかとは関係なく、日本側の自己主張としては、唐から一定の自立性を保つことを目指していたことを評価した方が理解しやすいように思われる。石母田は、当時の貴族には、日本が唐に対する朝貢国または蛮夷として存在するという地位を変更する意図は認められず、その意味で唐と対等になろうとする試みもしていない。しかし日本の律令制定は被朝貢国たる唐からのいかなる制約もなく、唐から継受したものであるとはいえ、継受の主体はあくまで日本であるとする。こうした唐に対する求心的傾向と遠心的傾向とが緊張をともなって存在するのだという。

しかしこの点については、吉田孝が指摘しているように、白村江の敗戦以後、日本が戦勝国新羅や唐に対する強烈なナショナリズムの現れとして律令を制定し、そしてそれを遣唐執節使粟田真人が唐皇帝に披露しに行った[21]ものと素直に考えた方がやはりわかりやすいように思われる。

二　日本律令国家内の夷狄問題

日本古代律令国家の帝国構造を考えるとき、もう一つの大きな問題が、国内の異民族との関係である。中国の場合とは異なって、これがあくまで帝国構造を保つために必要とされた擬似民族集団であることは石上他によって論じられているが、そうした蝦夷を代表とする擬似民族集団は、いったいいつ消滅したのであろうか。

これについて石上は、八世紀の軍事的侵攻と行政的支配により九世紀には内国化したという。この結果、帝国構造の実体は失われ、内国化した蝦夷を俘囚として全国に配置し、豊明節会や白馬節会などの儀式に参加させて（史料13）、観

念的次元での帝国構造の維持の営為のみが残されたとする。

同時に諸蕃についても、藤原仲麻呂による新羅征討計画の挫折以後、渤海のみが唯一来貢を継続して帝国の威儀を保っていたが、それもやがて終える[22]。『新撰姓氏録』は、実際に支配する諸蕃を失った段階で、支配層における諸蕃系氏族集団の包摂を明示することで、民族的複合・多元構造の存在を示すことに利用されたという[23]。

こうして石上説では、九世紀までの夷狄・諸蕃の内国化の完成ないし実体の喪失をうけて、前章冒頭でも触れたように、一〇世紀以後を第三段階と考える。ただしそこにおいても帝国的観念自体は潜在体として存在したことを認めている。ただこうした理解はやや複雑すぎないであろうか。

蝦夷を古代国家が法的に、あるいは実態としてどのように扱ってきたのかという問題は、古くから重要な論点として存在してきた。かつて拙稿でも取り上げたことがあるので[24]、それに基づいて改めてここで再論しておきたい。

本稿前章で触れた石母田や石上の研究以後は、基本的にその石母田説を継承して夷狄を化外人とみて教化・帰化の対象と考えるという説と、石母田説を批判して、夷狄を化内人とみて帰化の対象とは考えない説との二つに分かれていった。とくに中世史研究者においては後者の影響が強く、かつて化内であったエミシが一〇世紀後半になってエゾと呼ばれるようになった段階で、（化外の）異民族として扱われるようになったとしている。

この後者の説は、今泉隆雄によって提唱されたものである[25]。そこでは、律令の規定において、たとえば職員令70大国条に、陸奥・出羽・越後三国守について、蝦夷に対する「饗給」（大宝令は「撫慰」）・「征討」を定めながら、「帰化」の規定がないこと（史料14）から、蝦夷が帰化の対象とはみなされていなかったということを主張する[26]。ただ今泉も、石母田説のうち「諸蕃と夷狄とはともに王権に朝貢するという点では同一であるが、夷狄は列島内部にあって教化に従わない諸種族であって、国家を形成していないという点で異なる」とする点は評価し、その上で、律令において夷狄が帰化の対象から除かれたのは、夷狄が王権の下に礼と法・制度の秩序を備える国家とみなされなかったからであるとしている

ことに注意が必要である。[27]

この今泉説に対しては、武廣亮平が、「撫慰」が帰化規定を含む内容であって化外人に夷狄が含まれること、ただ現実的には夷狄の帰化は困難で、律令の帰化規定はほとんど機能しなかったこと、むしろ中間身分である俘囚の化内民化を帰化の一種とみなすべきことなどを主張した。[28]また河内春人も、行論中で今泉説を引用しながらも、結果的には石母田説に近い立場をとっている。[29]

右の武廣説に対しては、熊田亮介が、「招慰」「撫慰」といった用語の意味を唐の場合を含めて詳細に再検討した上で、あらためて今泉説を支持している。[30]ただ石母田説のなかの「諸蕃と夷狄とはともに王権に朝貢するという点では同一であるが、夷狄は列島内部にあって教化に従わない諸種族であって、国家を形成していないという点で異なる」とする点については、今泉説がそうであるように、熊田もまた支持している。蝦夷は一貫して異「種族」扱いで教化の対象であって、制度上は蝦夷の帰化はありえないとするのである。そもそも中国と比較して日本では、夷狄の内実が備わっておらず、夷狄の在り方に多様性があることが、この問題を複雑にしているという。

もっとも夷狄を化外とみる説のなかでも、伊藤循は、石母田説のなかの「諸蕃と夷狄とはともに王権に朝貢するという点では同一であるが、夷狄は列島内部にあって教化に従わない諸種族であって、国家を形成していないという点で異なる」とする点については批判し、『類聚国史』「風俗部」（国樔・隼人・多禰・南嶋・掖玖人・蝦夷・俘囚）は天皇の教化の対象となる異民族、同「殊俗部」（高麗・渤海・耽羅・呉国・崑崙・靺鞨・粛慎・帰来人・流来人）[31]は、天皇の教化の対象外である異民族であって、夷狄が前者、諸蕃が後者にあたり、両者の違いは王権の教化の対象とするか否かの主観的な差異にもとづくもので、石母田説は、古記の恣意的な解釈にすぎないという。[32]ただ伊藤自身は、東北地方の建郡政策の本質を化外の地の化内化にあるとし、夷狄の帰化に実質的意味があることを主張している。[33]

以上のように、夷狄が化外か化内かについては、法と実態とのずれという問題も絡んで、その明確な解決は困難な状

況にある。

ただいずれの立場にたつにせよ、律令国家とエミシの関係については、底を流れる一つの共通点があり、右の問題は、それによって説明できるように思われる。

それは、蝦夷の帰化の実態については諸説あるものの、歴史的には蝦夷は常に征夷・教化の対象であり続け、一貫して拒絶の論理の対象であったという点である。(34)

そもそも律令制初期の、夷狄に対するイデオロギー的性格の強さについては早くから指摘されている通りであって、文武朝における「蝦夷」とならぶ「蝦狄」という用語の創出は、まさにその好例である。(35)前章でも触れたが、白村江での敗戦後のナショナリズムの高揚のなかで、中華思想がより色濃くうちだされた結果としての造語であった。この点では、対唐政策も対蝦夷政策も軌を一にしているといえる。

律令法上、蝦夷を化内人とみるか化外人とみるかにかかわらず、たとえば石母田説のなかの「諸蕃と夷狄とはともに王権に朝貢するという点では同一であるが、夷狄は列島内部にあって教化に従わない諸種族であって、国家を形成していないという点で異なる」とする点を踏まえた今泉・熊田説でも、蝦夷は実態としては一貫して異種族扱いで征夷・教化の対象であり続け、制度上は蝦夷の帰化はあり得ないとされているのである。つまりその背後には、帝国構造維持のために、中国より狭隘な日本では、蝦夷を帰化し尽くしてしまっては困るという懸念が暗に長く存在していたのではなかろうか。もちろん諸蕃扱いしてきた朝鮮諸国を帰伏させることの困難さは歴史的に十分経験してきたし、長期にわたる征夷戦争の体験は、蝦夷世界の完全な帰伏も困難であることも教えてくれていた。

そうしたなかで、九世紀になって征夷事業としての三十八年戦争が終結し、本章冒頭で触れたように、新羅も諸蕃から離脱し、渤海のみが残るという状況がおとずれる。とにかく帝国構造を維持するためのさまざまな方策が必要となってくるのである。

『新撰姓氏録』については、本章冒頭でふれた通りであるが、俘囚という身分の創出もこの問題と関わる。俘囚の移配もまた形式的な帝国構造維持のために利用されたのである[36]。俘囚については、蝦夷の帰化規定が現実に機能しておらず、夷狄身分を王民化できないという問題とも関係する[37]。俘囚も「化民」といいながら、じつは王民たる「百姓」ではないのである[38]。伊藤は、俘囚身分の創出が蝦夷の百姓化のコースを狭くしたとするが、これまた蝦夷を帰伏させても蝦夷身分のまま残すことと同様、俘囚を完全に帰化させてしまっては困るという帝国構造維持の問題と関わるものと思う[39]。前述したように、帰化できないという論点からすれば、これらの諸説は今泉・熊田説とつながるものでもある。

また石母田は、令の規定が、一方では「帰化」「皇化」という擬制によって大量の外国人を王民として組織する道を開きながら（そしてそのことが、令制国家の形式にとっても生産力としてもとても重要な意味を持っていたにもかかわらず）、他方では、異民族に対して少しも思想的には開放的にならず、反対にそれを「夷狄」またはいつまでも賤民化しうる「蕃族」として観念するという閉鎖的傾向をもっていると指摘しているが[40]、これはまさにこれまで触れてきた日本型中華思想のもつ特徴として再評価すべきでは無かろうか。

おわりに

本報告では、日本型中華思想の特徴について、大唐帝国や新羅・渤海などの蕃国に対する場合と、国内の異民族である夷狄に対する場合とに分けて検討してみた。

日本古代史研究において長い論争の歴史を有していていまだに最終的決着をみてはいないが、本稿では両者について、当時の為政者にとって共通する観念として考え、あくまで日本側の主張としては、日本を中心とする小中華帝国を強く意識していたと理解すべきであると説いてみた。

なお論じ残された点は多いが、紙数も尽きたので、とりあえずここで擱筆し後考を俟つこととしたい。

【参考史料】

史料1

a　樂浪海中有倭人、分爲百餘國、以歲時來獻見云。（『漢書』28下 地理志 燕地）

b　建武中元二年、倭奴國奉貢朝賀、使人自稱大夫、倭國之極南界也。光武賜以印綬。

c　安帝永初元年、倭（面土）國王帥升等獻生口百六十人、願請見。（以上『後漢書』85東夷列伝 倭）

史料2（『隋書』81列伝 東夷 倭国）

新羅、百濟皆以倭爲大國、多珍物、並敬仰之、恒通使往來。

史料3（同右）

大業三年、其王多利思比孤遣使朝貢。使者曰：「聞海西菩薩天子重興佛法、故遣朝拜、兼沙門數十人來學佛法。」其國書曰「日出處天子致書日沒處天子無恙」云云。帝覽之不悦、謂鴻臚卿曰：「蠻夷書有無禮者、勿復以聞。」

史料4

a　自百濟國有化來者。其面身皆斑白。若有白癩者乎。惡其異於人、欲棄海中嶋、然其人曰、若惡臣之斑皮者、白斑牛馬不可畜於國中。亦臣有小才。能構山岳之形。其留臣而用、則爲國有利。何空之棄海嶋耶。於是聽其辭以不棄。仍令構須彌山形及呉橋於南庭。時人號其人曰路子工。亦名芝耆摩呂。

（『日本書紀』巻22推古天皇二十年（六一二）是歳条）

b　作須彌山像於飛鳥寺西。且設孟蘭盆會、暮饗覩貨邏人。〈或本云。墮羅人。〉

（『日本書紀』巻26斉明天皇三年（六五七）七月辛丑〈十五〉条）

c　甘檮丘東之川上、造須彌山而饗陸奥與越蝦夷。〈檮、此云柯之。川上、此云箇播羅。〉

（同右斉明天皇五年（六五九）三月甲午〈十七〉条）

d　又於石上池邊作須彌山。高如廟塔。以饗肅愼卅七人。

（同右斉明天皇六年（六六〇）五月是月条）

史料5（『続日本紀』巻2大宝元年（七〇一）正月乙亥朔条

天皇御大極殿受朝。其儀於正門樹烏形幢。左日像青龍朱雀幡、右月像玄武白虎幡。蕃夷使者陳列左右。文物之儀、於是備矣。

史料6（賦役令16外蕃還条）

凡以公使、外蕃還者、免一年課役。其唐國者、免三年課役。

同条穴説「穴云、使謂水手以上也。外蕃高百新等是。」

cf.天聖賦役令（唐令13）※『唐令拾遺』『唐令拾遺補』に対象条文無。

諸以公役使二千里外還者、免一年課役。

史料7（公式令1詔書式条古記）

古記云、御宇日本天皇詔旨、対隣國及蕃國而詔之辭。問、隣國与蕃國何其別。答、隣國者大唐、蕃國者新羅也。

史料8（賦役令15没落外蕃条）

凡没落外蕃、得還者、一年以上復三年。二年以上、復四年。三年以上復五年。外蕃之人投化者復十年。其家人奴、被放附戸貫者復三年。

同条義解「謂、若被夷狄略取、而得還者亦同也。」

同条古記「古記云、問、没落外蕃得還者与復。未知、毛人、隼人、被抄略得還者、若爲処分。答、不足稱蕃者、

然給復。一種无別。（下略）」

史料9（考課令25最条古記）

唯稱夷狄所者、不入朝聘之使也。

史料10（戸令16没落外蕃条）

凡没落外蕃得還、及化外人帰化者、所在國郡、給衣粮。具状發飛驛申奏。化外人、於寬國附貫安置。（以下略）

cf.『唐令拾遺補』唐賦役令一九〔開二五〕

諸没落外蕃得還、及化外人帰朝者、所在州鎮、給衣食。具状送省奏聞。化外人、於寬郷附貫安置。

史料11（養老職制律19漏泄大事条）

凡漏泄大事應密者、絞。非大事應密者、徒一年、漏泄於蕃國使者、加一等。仍以初傳者爲首、傳至者為従。即轉傳大事者、杖六十、非大事、勿論。

史料12（『続日本紀』宝亀九年（七七八）十月乙未〈廿三〉条）

今唐客隨臣入朝、迎接祇供、令同蕃例。

史料13

凡正月七日、十一月新嘗二節、預給祿俘囚交名、別紙而奏。雖帯五位、猶同此例。

（『延喜式』巻11太政官、『青森県史』資料編古代1〈Ⅲ―六一〉。また同Ⅲ―一四四参照）

次左近陣進俘囚見參、式部録進諸大夫見參。外記挿諸大夫見參并俘囚見參・目録等於書杖、於左近陣座奉覧大臣訖。

（『西宮記』巻6辰日新嘗祭豊明賜宴事、同右Ⅲ―一六〇。またⅢ―一六九参照）

大臣已下見參・近江國俘囚見參・祿目録。去年不進俘囚見參。

（『小右記』万寿元年（一〇二四）十一月二十日条、同右Ⅱ―一四八七a。また『小右記』治安三年十一月

十四日条、同右Ⅱ―一四八七ｂ参照）

一見參一通例

寛徳元（白馬〈俘囚見參之時、一通事是例也。卜記。土記。〉）

（『慈眼院関白白馬節会次第』、同右Ⅱ―一九二ｂ）

史料14（養老職員令70大国条）

大國　守一人。〈掌、祠社、戸口簿帳、字養百姓、勸課農桑、糺察所部、貢擧、孝義、田宅、良賤、訴訟、租調、倉廩、徭役、兵士、器仗、鼓吹、郵驛、伝馬、烽候、城牧、過所、公私馬牛、闌遺雑物、及寺、僧尼名籍事。餘守准此。其陸奥・出羽・越後等國、兼知饗給・征討・斥候。（以下略）〉

註

（1）石母田正Ａ「日本古代における国際意識について―古代貴族の場合―」（『思想』四五四、一九六二年。後に『日本古代国家論』第一部・『石母田正著作集』４古代国家論に再録）・同Ｂ「天皇と諸蕃―大宝令制定の意義に関連して―」（『法学志林』六〇―三・四、一九六三年。後に同前に再録）・同Ｃ「古代の身分秩序―日本の場合についての覚書」（『古代史講座』７古代社会の構造（下）古代における身分と階級、学生社、一九六三年。後に同前に再録）・同Ｄ『日本の古代国家』（岩波書店、一九七一年。後に『石母田正著作集』３日本の古代国家に再録）、西嶋定生Ａ「六―八世紀の東アジア」（『岩波講座日本歴史』２古代２、岩波書店、一九六二年。後に同『中国古代国家と東アジア世界』に再録）・同Ｂ「総説／皇帝支配の成立」（『岩波講座世界歴史』４古代４　東アジア世界の形成Ⅰ、一九七〇年。後に同前に再録）・同Ｃ「東アジア世界と日本史」（『歴史公論』一―一～一一、一九七五～一九七六年。後に同前に再録）・同Ｄ『日本歴史の国際環境』（ＵＰ選書235、東京大学出版会、一九八五年）、藤間生大Ａ『東アジア世界の形成』（春秋社、一九六六年）・同Ｂ『東アジア世界研究への模索―研究主体の形成に関連して』（校倉書房、一九八二年）他。

（2）鬼頭清明A「日本民族の形成と国際的契機」（原秀三郎編『大系日本国家史』1古代、東京大学出版会、一九七五年）、同B『日本古代国家の形成と東アジア』（校倉書房、一九七六年）、菊池英夫「総説―研究史的回顧と展望―」（唐代史研究会編『隋唐帝国と東アジア世界』汲古書院、一九七八年）他。

（3）坂元義種『古代東アジアの日本と朝鮮』（吉川弘文館、一九七八年）、鈴木靖民『古代対外関係史の研究』吉川弘文館、一九八五年）をはじめとする諸研究。

（4）石上英一「古代東アジア地域と日本」（朝尾直弘・網野善彦・山口啓二・吉田孝編『日本の社会史』1列島内外の交通と国家、岩波書店、一九八七年）他。なお本稿で引用する石上の説は、とくに注記しない限りすべてこれによっている。

（5）石母田註（1）A前掲論文。

（6）西嶋註（1）D前掲書。

（7）仏教の世界観については室賀信夫・海野一隆「日本に行われた仏教系世界図について」（地理学史研究会編『地理学史研究』一、柳原書店、一九五七年）も参照。

（8）なお日本における須弥山の理解・利用については、石上に先行して、定方晟『須弥山と極楽―仏教の宇宙観』（講談社現代新書三三〇、一九七三年）・同『インド宇宙誌―宇宙の形状宇宙の発生』（春秋社、一九八五年）が論じている。

（9）ただし河内春人は、これをまだ思想的に浅薄なものと考え、したがって当時の日本の「中華」意識自体も未成熟であると評価している（同「日本古代における礼的秩序の成立―華夷秩序の構造と方位認識―」（『明治大学人文科学研究所紀要』四三、一九九七年）。

（10）石母田註（1）B前掲論文。以下の一連の石母田説は全てこれによる。

（11）筧敏生「百済王姓の成立と日本古代帝国」（『日本史研究』三一七、一九八八年）、吉田孝「八世紀の日本―律令国家」（『岩波講座日本通史』4古代3、岩波書店、一九九四年）他。

（12）平野邦雄「記紀・律令における〝帰化〟〝外蕃〟の概念とその用例―古代日本の国際関係をめぐって―」（『東洋文化』六〇、一九八〇年。後に同『大化前代政治過程の研究』吉川弘文館、に再録）、浅野充「古代日本・朝鮮における国家形成と都市」（『朝鮮史研究会論文集』三〇、一九九二年）、東野治之「唐と日本―二つの「中華」帝国―」（『朝日百科日本の歴史別冊』4歴史を読みなおす4遣唐使船―東アジアのなかで、朝日新聞社、一九九四年）、平野卓治「日本古代国家の成立・展開と対外「交

通」」（『歴史学研究』六六四、一九九四年）他。

（13）律令法では「境外之人」とも表現される。戸令44化外奴婢条古記「境外之人、与化外一種无別」、同条義解「亦与化外同也〈釈无別〉」。石母田註（1）B前掲論文。なお池田温編集代表『唐令拾遺補』（東京大学出版会、一九九七年）によれば、対応唐戸令四八乙は「諸化外奴婢帰朝者、悉放為良。本主雖先帰朝、亦不得理認」という簡単なものであったという。ここには「境外」の語はない。

（14）石母田註（1）B前掲論文が同条「朱説」によるとするのは誤り。

（15）石母田註（1）B前掲論文が「戸令、没落外蕃条集解等」（傍点は筆者）とするのは誤り。

（16）吉田孝「戸令補註16b　中華思想と帰化」（『律令』日本思想大系3、岩波書店、一九七六年）が、「律令では諸蕃・外蕃が主として蕃国を指したのに対して、夷狄は主として夷人を指した」とするのもこのことによっている。

（17）ただし石上は、夷狄系には「在京夷狄」としての、唐人やタイ系、インド系の種族が含まれるので（職員令18玄蕃寮条集解古記。もっともこのこと自体は石母田も、「国家関係をともなわない場合は「夷狄」となる」と指摘している）、以下のように整理し直している。

A 日本列島内に居住する集団　1 蝦夷　2 隼人　3 南島人　4 国栖

B 日本列島外から移住してきた集団

a 中国系　1 唐以前の王朝を出自とするもの　2 唐人

b 朝鮮系　1 百済人　2 高句麗人　3 新羅人　4 加羅人

c 北東アジア系　粛慎

d その他　舎衛人・堕羅人・波斯人など

なお石上は、夷狄と蕃国とが、首長制の生産関係に由来する「調（ミツキ）」の貢納という点では同一であることから、移入法としての律令による日本の帝国的構造といえども、日本社会固有の法的性格に規制されていることを主張している。

（18）吉田註（16）はそれが「令の本意か」とする。

（19）吉田孝「職制律19頭注「蕃国使」」註（16）前掲（『律令』）。なお唐律も量刑等を除きほぼ同文。

（20）日本国号の成立については、石母田の見解とは異なる。拙稿「国号「日本」「日の本」の起源とその意味、そして後代への影

響―近年の国号論議の隆盛をうけて―」（『日本のアイデンティティ―形成と反響』国際日本学研究叢書16、法政大学国際日本学研究センター、二〇一二年）。

（21）吉田孝「隋唐帝国と日本の律令国家」（唐代史研究会編『隋唐帝国と東アジア世界』汲古書院、一九七九年。後に吉田『律令国家と古代の社会』に再録）。ただし現実に唐皇帝に披露できたかどうかは別問題である。

（22）石上註（4）前掲論文。また同「古代国家と対外関係」（歴史学研究会・日本史研究会編『講座日本歴史』2古代2、東京大学出版会、一九八四年）、伊藤循「古代王権と異民族」（『歴史学研究』六六五、一九九四年）も参照。

（23）註（22）に同じ。

（24）拙稿「エミシからエゾへ―北の防御性集落の時代 再論―」（『青森県史研究』五、二〇〇〇年）

（25）今泉隆雄「律令における化外人・外蕃人と夷狄」（羽下徳彦編『中世の政治と宗教』吉川弘文館、一九九四年）。

（26）令の規定上、化外人が外蕃人を指すとの主張は、早く平野邦雄「記紀・律令における〝帰化〟〝外蕃〟の概念とその用例―古代日本の国際関係をめぐって―」（『東洋文化』六〇、一九八〇年、後に同『大化前代政治過程の研究』に再録）によってなされていた。また石上註（22）前掲論文でも同様の指摘があった。今泉説はそれをさらに夷狄についてまで、詳細に検討し直したものである。

（27）今泉註（25）前掲論文。

（28）武廣亮平「日本古代の「夷狄」支配と「蝦夷」―その儀礼と身分―」（『歴史学研究』六九〇、一九九六年）。

（29）河内註（9）前掲論文。

（30）熊田亮介A「一九九六年度歴史学研究会大会報告批判・古代部会」（『歴史学研究』六九二、一九九六年）、同B「古代蝦夷論の課題」（渡辺信夫編『東北の歴史再発見　国際化の時代をみつめて』河出書房新社、一九九七年）。

（31）『類聚国史』は、このあたり欠巻がある。坂本太郎「類聚国史に就いて」（『史林』二一―二、一九三六年、後に『日本古代史の基礎的研究』上・『坂本太郎著作集』3に再録）は、風俗部は完本で、殊俗部に欠巻があるとする。唐・新羅などについての記述もその欠巻部にあったものと思われる。

（32）伊藤註（22）前掲論文。ただ風俗部と殊俗部の違いを、天皇の教化の対象か否かという点で分けることについて、自明のこととして、とくに詳しい論証がなされているわけではない。石母田説のなかの、夷狄が国家を形成しないとする点を批判する

のは、あるいは、律令制以前の夷狄支配が、「蝦夷国」「国栖」「東国」といった特殊な「国」の把握にあるとする所論と関係していようか。ただこれらの「国」は『日本書紀』の文飾であって、それほどこだわる必要はないかもしれない。

(33) 伊藤註（22）前掲論文。同「古代国家の蝦夷支配」（鈴木靖民編『古代王権と交流』1古代蝦夷の世界と交流、名著出版、一九九六年）。武廣註（28）前掲論文も同様の立場である。

(34) 伊藤註（22）前掲論文、熊田亮介「古代国家と蝦夷・隼人」（『岩波講座日本通史』4、岩波書店、一九九四年）、河内註（9）前掲論文他。

(35) 伊藤循「律令制と蝦夷支配」（田名網宏編『古代国家の支配と構造』東京堂出版、一九八六年）、河内註（9）前掲論文他。河内氏は、中華思想に関わる史料が、顕宗紀から文武紀までの間にみられないことも論じている。

(36) 註（22）に同じ。

(37) 武廣註（28）前掲論文。

(38) 伊藤註（22）（35）前掲論文。

(39) 佐藤信「古代国家と日本海」（国立歴史民俗博物館編『中世都市十三湊と安藤氏』新人物往来社、一九九四年）が指摘する、蝦夷については征討よりも饗給が優先されるという論点とも関わる。

(40) 石母田註（1）前掲B論文。

<ABSTRACT>

Self-consciousness of Japan in the Ancient East Asian Nations: Is the Great Tang Dynasty "Neighbouring Country" or "Barbarian Country" of Japan as the Ritsuryo-code-based Nation?

OGUCHI Masashi

TIn this article we tried to summarize previous studies on the imperialistic self-consciousness of Ancient Japan from following two aspects: how did they deal the Great Tang Dynasty and barbarians in Japan under such recognition.

In interpretations of the ancient Ritsuryo-code, the Great Tang Dynasty was recognized as Ringoku (neighbouring country) or Bankoku (barbarian country). It would be easy to understand that Japan's self-assertion was to aim some independence from the Tang Dynasty regardless of actual conditions of power relationships between Japan and the Tang Dynasty, or actual treatment of the Tang Dynasty to Japan.

On the other hand, it is diverse over barbarians to recognize the as Kegai (out of state reign) or Kenai (sphere of sovereignty). However taking an overall look at the political foundations of the ancient Ritsuryo-code-based Nation, whatever the actual conditions, it might be thought that Iteki (barbarians) was consistently the object of conquest and enlightenment and their existence was essential for the government of ancient Japan to keep the structure as the imperial nation.

As a result, since ancient Japan intended to establish the structure as the imperial nation, it would be adequate to understand that the Great Tang Dynasty was recognized as barbarian country and barbarians Banzoku (savage tribe) as a subjective concept.